

### 3 高知県立農業大学校運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という）第25条の規定に基づき、高知県立農業大学校（以下「大学校」という）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(卒業の資格等)

第2条 履修科目はすべて受講するものとし、そのうち、取得できなかった単位が第1学年の科目にあつては3単位以内、第2学年の科目にあつては2単位以内であり、かつ必修科目（「先進農家等留学研修」「卒業論文」「専攻実習」）の単位をすべて取得していることをもって卒業の資格とする。

2 科目、単位数、試験及び評価の方法等は別に定めるところによる。

(休学、復学)

第3条 学生は、病気その他の理由により引き続き1ヶ月を超えて修学することができない時は、医師の診断書等理由書を添えて休学届けを校長に提出し、休学の許可を受ける。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。

3 学生は、休学の理由がなくなった時は、復学願を校長に提出し、その許可を受けて復学することができる。

(留年等)

第4条 第1学年生は翌年度には、原則として全員第2学年生になるものとする。

2 未取得の単位があり卒業の資格を得ることのできない第2学年生は、原則として、翌年度に限り留年することができる。

3 留年した学生は、第2条で規定する条件をすべて満たしたことをもって卒業の資格とする。

(懲戒)

第5条 校長は、規則第14条に定める退校処分のほか、学業を怠り、あるいは大学校の秩序を乱し、その他学生としてふさわしくない行為のあった学生に対しては、停学等の処分を行うことができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、大学校の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

付則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

昭和63年 4月 1日 一部改正

平成 5年 4月 1日 一部改正

平成15年 4月 1日 一部改正

平成26年 1月21日 一部改正

平成26年 4月10日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

平成29年 9月 1日 一部改正